

登別市地域おこし協力隊（ＩＴ化促進マネージャー）

本市における貴重な教育資源である学校法人片柳学園日本工学院北海道専門学校（以下、「工学院」という。）と連携し、ＩＴ業界に必要な知識や技術を習得しながら、地域の情報発信や移住促進、サテライトオフィスの利用促進等に向けた取組を行うことにより、活気あふれるまちづくりの担い手として活躍するとともに、地域のＩＴ化を推進させるため、地域おこし協力隊を募集する。

1 募集人数

1名（委託隊員）

2 委嘱予定日

令和9年4月から

3 活動支援部署

観光経済部商工労政グループ、総務部企画調整グループ

4 活動場所

工学院など

5 活動内容

- （１）工学院に入学し、ＩＴの知識や技術の習得及び資格の取得
- （２）長期休暇等を活用した地域企業でのインターンシップ（就業体験）
- （３）ＳＮＳを通じた地域の情報発信
- （４）地域イベント等への参加による地域おこし活動
- （５）サテライトオフィス en の活性化に向けた活動
- （６）サテライトオフィス en の運営・管理
- （７）身につけたＩＴ知識や技術を活かした起業・就業に向けた取組

※1年目～2年目については、主に（１）～（５）、3年目は（３）～（７）を行う。

6 活動条件

- （１）個別に締結する業務委託契約及び仕様書等によるが、週38．75時間の活動を原則とする。（目安：1日7時間45分、週5日）
ただし、基本活動①については、週の活動時間にかかわらず、知識やスキルを身につける観点から工学院が必要と認める活動については、可能な限り参加すること。
- （２）勤務日時等については、協力隊員との協議の上、季節や業務の内容、イベント等の状況により変動する場合がある。

7 募集対象

- (1) 令和9年4月1日時点で満18歳以上（新卒・社会人含む）で心身ともに健康な方
 - (2) パソコンの一般的な操作、SNS（x・Instagram など）が堪能で、積極的に情報発信できる方
 - (3) 普通自動車免許を所持している方
 - (4) 地域住民や関係機関・団体などと協力しながら、地域活性化に向け精力的に活動できる方
 - (5) IT 業界等での起業を志す方、または本市内の地域企業へ就職し、IT 技術を活かして地域産業の IT 化を牽引したい方
 - (6) 活動終了時に起業又は就業して登別市に定住する意欲のある方
 - (7) 3大都市圏（※1）の都市地域若しくは3大都市圏内の一部条件不利地域又は一部の政令指定都市（※2）に現に住所を有しており、任用を開始する若しくは業務委託契約を締結したのち速やかに本市へ住民票を異動し居住することができる方
- （※1）3大都市圏：東京圏、大阪圏、名古屋圏
（※2）政令指定都市：札幌市、福岡市など

8 雇用形態・期間等

- (1) 登別市と地域おこし協力隊が委託契約を締結する。（市と雇用関係なし。）
- (2) 契約期間
契約締結日 令和9年4月1日（予定）～令和10年3月31日
※1年ごとに面談を実施し、最長3年間の契約が可能。

9 給与・活動経費等（令和9年4月1日委嘱の場合）

- (1) 1年目～2年目 委託料 1,999,000 円
内 訳：報償費 104,500 円（月額）、活動経費等 58,000 円（月額）×12ヶ月
＋教科書代 49,000 円
- (2) 3年目 委託料 4,694,100 円
内 訳：報償費 225,000 円（月額）、活動経費等 166,175 円（月額）×12ヶ月

10. 待遇・福利厚生等

- (1) 工学院の学費は登別市が別途負担する。
- (2) 教科書代は各自に支給するので各自で購入すること。
- (3) 活動に要する経費
委託契約の範囲内で活動に必要な経費については、市が規定する額を支払うこととする。
（経費内容）
社会保険料、研修等に係る旅費・参加費、自己研鑽費、消耗品、燃料代、通信料、自動車借上料、住居費（寮費）
- (4) 健康保険及び年金保険等は各自で加入手続きを行うこと。

- (5) 転居費や生活備品、パソコン関連機器のほか工学院在学時において資格を取得するために必要な経費（受験料等）、研修旅行費、フィールドワーク費、実習費、その他諸経費は自己負担となる。

11. 留意事項

※本募集は、令和9年度に採用する事前準備として行うものであり、予算は令和9年3月中に開催される市議会の議決を経ることから、その議決内容によっては募集を中止・変更等になる場合があるので、留意すること。

※授業料等の変更により委託金額に変更が生じる場合があります。

(1) 1、2年目

- ・ 9時から17時頃まで工学院にて授業・実習を受けること。
- ・ 授業や実習でノートパソコンが必要となることから各自用意すること。
- ・ 工学院のカリキュラムを履修している際は同校の指示に従うこと。また、同校の指示に従わない場合や欠席が続く場合など、基本活動に支障をきたす場合は、工学院から市に対して連絡が入るものとする。
- ・ 放課後や土日祝、夏期・冬期休暇を活用してSNS発信や地域イベントに参加するほか、任期後の起業・就業を見据え、地域企業等でのインターンシップを積極的に実施すること。
- ・ 大学や工学院ITスペシャリスト科への編入学はできない。
- ・ 他学科への転学科はできない
- ・ 寮に居住する場合、夏期・冬期休暇時に寮に居住できない期間がある。ただし工学院が認めた時はその限りではない。
- ・ 資格を取得するために必要な経費（受験料等）は自己負担となる。
- ・ 2年目に研修旅行が実施されるが、参加する場合の費用は自己負担となる。
- ・ 留年又は休学した場合はいかなる事情があっても地域おこし協力隊としての契約延長は行わない。

(2) 3年目

- ・ サテライトオフィスenの管理・運営を行いながら、起業や地域企業への就職に向けた準備を行うこと。
- ・ 地域企業へ就職が決まった場合、地域おこし協力隊を解任いたします。